

検討項目① 廃棄物の適正処理の確保（第5章第1節）

発生抑制、再使用、再利用等に取り組んだ上で、排出される廃棄物については、適正に処理する必要がある。

1 一般廃棄物の適正処理

※「施策の展開」の下線は追加項目（以下同じ）

現状と課題

- ・ 適正処理の確保には、住民による分別排出の徹底と市町村による収集・処理体制の確立が重要である。
- ・ 高齢化の進展により高齢者世帯等のごみ出しについて課題が生じている。
- ・ 使用済みリチウムイオン電池等については、資源循環利用促進法により製造事業者等に自主回収・再資源化が義務付けられているが、廃棄処理時の火災事故が全国で頻発し、廃棄物処理施設が停止するケースも発生するなど、社会的に大きな影響を及ぼす深刻な課題となっている。
- ・ 廃エアゾール製品等の爆発火災等、廃棄物の収集・処理における課題が発生している。
- ・ 不用家電品等の無料回収業者の中には、法令に抵触する疑いのある者も見られるため、適切な監視・指導の実施とともに、むやみに無料回収業者を利用しないよう住民等に周知する必要がある。有害使用済み機器保管等業者に対しても届出や保管・処分基準の遵守に係る指導を行う必要がある。
- ・ 関東近県において、金属スクラップ等の再生資源物の不適切な保管等に起因する生活環境保全上の支障が生じており、県内における類似事案の発生を未然に防止する必要がある。（産業廃棄物についても同様）

施策の展開

○高齢者世帯等のごみ出し支援

- ・ 市町村に対する先進事例（福祉部局との連携等）の紹介、技術的助言等

○リチウムイオン電池等・廃エアゾール製品等の処理

- ・ リチウムイオン電池等の適正処理（分別・回収方法、回収後の保管方法、適正な循環的利用、適正処分等）に関する市町村への情報提供、技術的助言等
- ・ 国、市町村等の連携したリチウムイオン電池等の適切な排出方法についての住民への周知啓発

検討項目① 廃棄物の適正処理の確保（第5章第1節）

- ・ リチウムイオン電池等の製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築に関する国への要望を実施
- ・ 廃エアゾール製品等の適正処理（穴を開けない収集運搬、充填物の使い切り、適切な出し切り等）に関する住民への周知、市町村への情報提供、技術的助言等

○不用家電品等の処理、金属スクラップ等の取扱事業者への指導

- ・ 無料回収事業者 （金属スクラップ等を取り扱う事業者を含む） 等への指導（市町村・警察と連携した立入検査、法令に基づく適正保管・適正処理の指導、違反行為への指導等）、有害使用済機器保管等業者への指導（届出、保管・処分基準の遵守に係る指導）

検討項目① 廃棄物の適正処理の確保（第5章第1節）

2 産業廃棄物の適正処理

現状と課題

- ・産業廃棄物の適正処理のためには産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適切な運用が重要である。事務処理の効率化等が図られる電子マニフェストの報告事業者数は、普及に伴い増加傾向である。
- ・廃棄物処理施設等へは廃棄物の保管・処理状況、廃棄物処理施設の構造・維持管理の状況等に関して、必要に応じ市町村職員の県職員併任制度により、合同の立入検査を実施して未然防止、早期発見に努めるとともに、不適正処理等を把握した場合は行政指導、行政処分を行っている。
- ・廃棄物関係業務を佐久、上伊那、松本、長野地域振興局の4か所に集約し、廃棄物監視員の複数配置等専門性の向上と業務効率化を図っている。

施策の展開

○マニフェスト制度

- ・講習会、研修会、立入検査等を通じたマニフェスト制度及び電子マニフェストの運用についての周知

○立入検査の実施

- ・立入検査の計画的、重点的、効率的な実施
- ・市町村職員併任制度の促進による体制強化
- ・地域振興局への廃棄物監視員の複数配置、研修の強化・充実による、立入検査業務を的確に行える専門知識を有する人材の育成

○不適正処理に対する厳正な対応

- ・廃棄物の処理事業者、排出事業者等による不適正処理が確認された場合の行政指導、行政処分、刑事告発等の厳正な対応

3 廃棄物条例の運用

現状と課題

- ・ 廃棄物の適正処理の確保、県民の生活環境の保全を目的として「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」を制定している。
- ・ 産業廃棄物処理業許可、廃棄物処理施設設置許可等の申請をする場合、条例に基づく事業計画協議により関係住民への説明会等の場を設けることとしている。
- ・ 各事業者及び県民には、条例に定める基準等について遵守してもらうことが重要である。

施策の展開

○廃棄物条例の運用

- ・ 研修会等を通じた条例の周知、事業計画協議の実施の徹底

< 廃棄物条例の概要 >

- 1 廃棄物処理法の規定に加え、産業廃棄物の処理等に関して長野県独自に事業者、県民等の責務を定めている。
- 2 産業廃棄物の処理等に関する以下の基準を定めている。
 - (1) 産業廃棄物の保管基準
 - (2) 木くず（建設業に係るものに限る。）の保管期間
 - (3) 木くずチップ（有価物）の保管期間及び保管基準並びに使用に関する基準
- 3 排出事業者、建設工事の発注者・受注者、土地所有者の講ずべき措置を定めている。
- 4 再生利用業者の指定を受ける場合の手続等を定めている。
- 5 廃棄物の処理施設の周辺地域への配慮を求めている。
- 6 法の許可申請に当たり、地域の合意形成を図るための事業計画協議制度を定めている。

検討項目① 廃棄物の適正処理の確保（第5章第1節）

4 特定有害産業廃棄物等の適正処理

(1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

現状と課題

- ・平成13年にPCB特措法が公布され、PCB廃棄物の保管事業者による都道府県等への届出が義務付けられた。
- ・高濃度PCB廃棄物については処分期間が終了している。
- ・低濃度PCB廃棄物については令和9年3月末までに処理することが義務づけられており、処理期限内に処理が完了するよう早期の適正処理を推進するとともに、低濃度PCB使用製品の状況を把握する必要がある。

施策の展開

- ・低濃度PCB廃棄物の処理期限内処理に向けた保管事業者への指導、低濃度PCB使用製品の状況把握の実施

(2) 石綿（アスベスト）含有廃棄物等

現状と課題

- ・石綿使用の可能性がある建築物の解体等工事が令和10年をピークに増加する見込みの中、建築物の解体等に伴い発生する石綿含有廃棄物等の適正処理が求められている。
- ・県では、独自基準により「アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出書」の提出を求めている。また、大気汚染防止法により、解体等工事に係る「事前調査結果報告書」の確認や吹付けアスベスト等の除去作業に係る「特定粉じん排出等作業実施届出書」の現地確認を行うこととしている。

施策の展開

- ・解体現場等へのパトロールの実施、適正処理の指導（飛散防止措置、他の廃棄物と区分した収集運搬・積替え・保管等）
- ・石綿含有廃棄物等が再生骨材プラント等において破砕されることがないように、適正処理の指導（対象事業者の施設について周辺大気中のアスベスト濃度の測定及び建材中のアスベストの含有検査の随時実施等）

(3) 使用済太陽光パネル

現状と課題

- ・ 太陽光発電設備は、2012年の固定価格買取制度（FIT制度）の開始以降、加速度的に増えてきたが、太陽光パネルの耐用年数は約20～30年とされており、2030年代後半以降、使用済太陽光パネルが大量に排出されることが予想されている。
- ・ 令和2年6月に改正した再エネ特措法に基づき、令和4年7月から10kW以上の太陽光発電事業者には太陽光パネル廃棄等費用の外部積立が義務付けられている。
- ・ 国において、使用済太陽光パネルの大量排出を見据えてそのリサイクルを推進するため、リサイクル制度構築の検討が進められている。
- ・ 令和6年4月に施行した「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」において、10kW以上の地上設置型太陽光発電事業者には、太陽光パネルの適正な廃棄方法等を記載した維持管理計画の作成・公表が義務付けられている。
- ・ 使用済太陽光パネルの適正処理のためには、民間事業者による処理体制及び処理技術の確立が重要であり、関係団体と連携し、処理技術等に関する情報の収集・共有を図る必要がある。

施策の展開

- ・ 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の適切な運用
- ・ 太陽光パネルのリサイクル技術及び国のリサイクル設備導入補助事業等に関する処理業者への情報提供
- ・ リサイクル制度の早期構築に関する国への要望の実施及び制度運用における連携協力

検討項目① 廃棄物の適正処理の確保（第5章第1節）

5 廃棄物の適正処理基盤の整備

(1) 一般廃棄物処理施設の整備

現状と課題

- ・廃棄物処理施設は廃棄物の適正処理にとどまらず、循環資源の再使用・再生利用・熱回収の促進を図り、循環型社会の形成に寄与するとともに、災害対策の拠点、地球温暖化対策の一翼を担う重要な施設である。
- ・廃棄物処理施設には多額の費用が必要となる上、施設整備を行う場所の周辺住民の理解を得ることが大切である。また、老朽化した施設の改良による長寿命化を進めることも重要である。
- ・公共下水道の普及によりくみ取りし尿の処理量が減少傾向にあり、下水道への投入処理や生ごみとの共同処理方式の検討が必要である。

①焼却施設…稼働施設数（令和5年度末時点）：18か所（処理能力100～300トン／日の施設：10か所、300トン／日以上施設：2か所、稼働から20年以上経過した施設：6か所）

②最終処分場…市町村の有する稼働施設数（令和5年度末現在）：33施設（県全体での残余年数：約20年）

③し尿処理施設…稼働施設数（令和5年度末現在）：23か所（うち資源化を実施している施設8か所（メタン発酵：1か所、堆肥化：7か所、助燃剤化：1か所））

施策の展開

- ・市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づく施設整備に対する支援
- ・市町村が実施する施設整備に対する財政支援についての国への要望の実施

※第5期長野県廃棄物処理計画に包含している「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」については、計画期間を令和12年度までとしているため、第6期計画では現行計画を継続予定（現計画の概要はP8～9に記載）

※なお、環境省は令和6年3月に、令和32年度（2050年度）までを計画期間とする長期的な広域化・集約化の策定を求めており、令和9年度末までに別途策定

検討項目① 参考資料（長野県ごみ処理広域化・集約化計画（現計画）の概要）

【新たな広域化ブロック区割り】

- ・旧広域化計画（平成 10 年度）で設定した 13 のブロック区割り、現状の焼却施設の設置状況、廃棄物行政に係る地域の一体性及び市町村の意見を踏まえた上で、新たに 10 のブロック区割りとして設定する。

【今後の施設整備について】

- ・施設整備を計画する際は、本計画との整合性に留意し、同一ブロック区割り内外の広域連合、一部事務組合及び近隣市町村との共同処理について検討し、合わせて持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化及び地域への新たな価値の創出の観点を検討の上、広域化・集約化の可能性を検討する。

【焼却施設の規模等】

- ・建設・維持管理コストの低減及びエネルギーの効率的な利活用の観点から 100 トン／日以上全連続燃焼式のごみ焼却施設の設置の可能性の検討を行う。また、既に 100 トン／日以上施設を設置している場合は更なる広域化・集約化による 300 トン／日以上施設の設置の可能性を含め検討を行う。
- ・広域化・集約化による収集運搬コスト増加の可能性を考慮し、廃止する焼却施設の跡地や既存の保管施設を活用した中継施設の設置等の検討を行う。

【ごみ焼却施設の施設数】

- ・令和12年度の焼却施設数は、県全体で15施設以下を見込む。

【今後の広域化・集約化に係る課題と対応】

- ・焼却施設の整備時期が異なること、既存施設よりも距離が遠くなることに伴う収集運搬コストの増加や住民理解等に関して課題が生じることが想定される。
- ・地域住民、現在の組合等構成市町村、それ以外の近隣市町村等と処理体制の現状や課題を共有し、中長期的な視点で収集運搬、中間処理、最終処分等の広域化・集約化を検討していくことが考えられる。

検討項目① 参考資料（長野県ごみ処理広域化・集約化計画（現計画）の概要）

広域化ブロック区割りの設定（R3年度～R12年度）

ブロック名	処理主体	広域化ブロックに含まれる市町村名	焼却施設数	
			R 3 年度	R12年度
佐久地域	佐久市・北佐久郡環境施設組合、小諸市	小諸市、佐久市、小海町、川上村※1、南牧村※1、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町	2	2
上田地域	上田地域広域連合	上田市、東御市、青木村、長和町	3	1
諏訪地域	湖周行政事務組合、諏訪南行政事務組合	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	2	2
上伊那地域	上伊那広域連合	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	1	1
南信州地域	南信州広域連合	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村※2、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	1	1
木曽地域	木曽広域連合	上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町	1	1
松本地域	松塩地区広域施設組合、穂高広域施設組合	松本市、塩尻市、安曇野市、山形村、朝日村、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村	2	2
北アルプス地域	北アルプス広域連合	大町市、白馬村、小谷村	1	1
長野地域	長野広域連合	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町	2	2
北信地域	北信保健衛生施設組合、岳北広域行政事務組合	中野市、飯山市、小布施町、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村※2	2	2
10ブロック			17	15

※1 川上村、南牧村は独自処理 ※2 根羽村、栄村はそれぞれ愛知県、新潟県の自治体と一部事務組合を設立し共同処理

○各広域化ブロック区割りににおける廃棄物処理体制（焼却施設）及び施設整備予定（焼却施設以外）については別紙参照

検討項目① 廃棄物の適正処理の確保（第5章第1節）

(2) 産業廃棄物の適正な処理体制

現状と課題

- ・令和5年度末の産業廃棄物処理業者の許可状況（特別管理産業廃棄物を除く。）は、収集運搬業の許可業者3,821者、処分業の許可業者（中間処理及び最終処分）344者となっている。
- ・令和5年度末の産業廃棄物処理施設の設置状況は、中間処理施設445施設、最終処分場21施設となっている。
- ・平成23年度に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により優良産業廃棄物処理業者に認定されると、通常5年の許可の有効期間が7年に延長される。

施策の展開

- ・産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置についての厳正かつ適切な許可事務及び監視・指導
 - ・優良産業廃棄物処理業者認定制度を通じた産業廃棄物処理業界全体の優良化の促進
- ※公共関与による施設整備についてはP11～12に記載

【参考資料】

産業廃棄物処理業者の許可状況（R5年度）

許可区分		長野県	中核市※
収集運搬業		3,755	66
収集運搬業 （特別管理産業廃棄物）		418	14
処分業	中間処理	244	85
	最終処分	15	0
処分業 （特別管理産業廃棄物）		6	5

（資源循環推進課）

産業廃棄物処理施設の設置状況（R5年度）

区分		施設数
中間処理	焼却施設	19
	破碎施設	397
	脱水施設	18
	その他	11
合計		445

※許可対象のみ。中核市を含む。
（資源循環推進課）

区分		施設数
最終処分	安定型	14
	管理型	5
	遮断型	2
合計		21

※許可対象外及び中核市を含む。
埋立てが終了した施設を除く。
（資源循環推進課）

優良産業廃棄物処理業者認定制度による
評価基準適合事業者数（R5年度）

長野県	中核市※
313	15

※中核市：長野市 松本市

検討項目① 廃棄物の適正処理の確保（第5章第1節）

【公共関与による施設整備】

<経過>

- ・ 県は、平成5年当時の産業廃棄物最終処分場のひっ迫により、公共関与の方針を検討し、(財)長野県廃棄物処理事業団（平成20年3月解散）による県内4か所（北信、東信、中信、南信）での最終処分場整備を決定した。その後、管理型最終処分場が特にひっ迫している南信・中信地区において具体的な施設整備の準備が進められた。
- ・ その後、リサイクル技術の進歩等により、産業廃棄物の最終処分量が大幅に減少し、さらに、民間産業廃棄物処理業者による最終処分場整備計画が見込まれたことから、最終処分場の残余年数のひっ迫状況が改善した。
- ・ このような状況を受け、平成18年3月の廃棄物処理計画（第2期）の策定に当たり、公共関与の基本的な考え方を次のとおり見直した。
 - ◆ 産業廃棄物の最終処分場の整備は、民間業者による処理体制を基本とする。
 - ◆ 最終処分場の残余年数がひっ迫した際は、公共関与による施設整備の準備を進める。
- ・ 上記の基本的な考え方の見直しを受けて、平成19年6月、次のとおり阿智村伍和地区最終処分場計画及び中信地区廃棄物処理施設候補地選定事業の見直しを行った。
 - ◆ 公共関与による施設整備が必要になった際の予定地として、県は阿智村伍和地区の最終処分場の用地を取得し管理していく。
 - ◆ 中信地区の廃棄物処理施設候補地選定作業を中止する。
 - ◆ 阿智村伍和地区最終処分場の整備後に、さらに残余年数のひっ迫が見込まれるときには、全県下において候補地を選定していく。

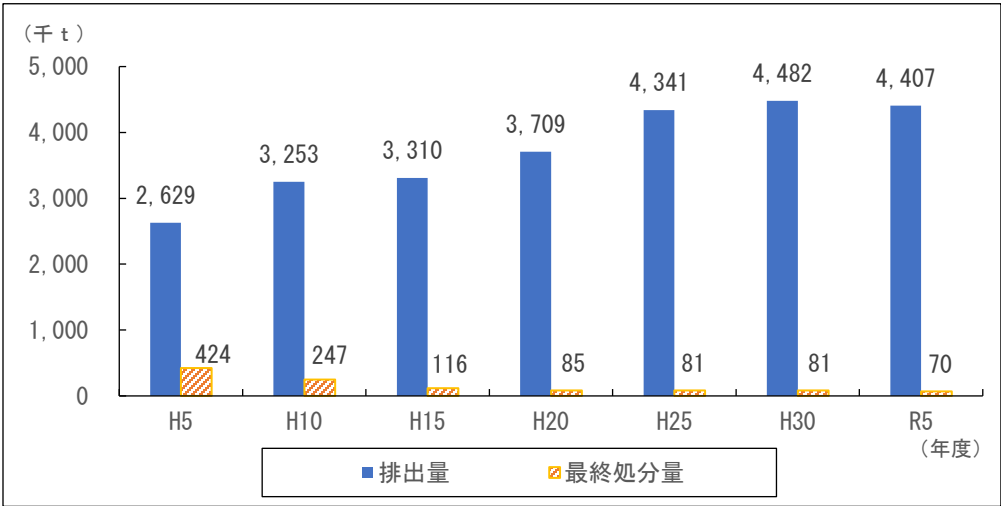
検討項目① 廃棄物の適正処理の確保（第5章第1節）

<施設整備について>

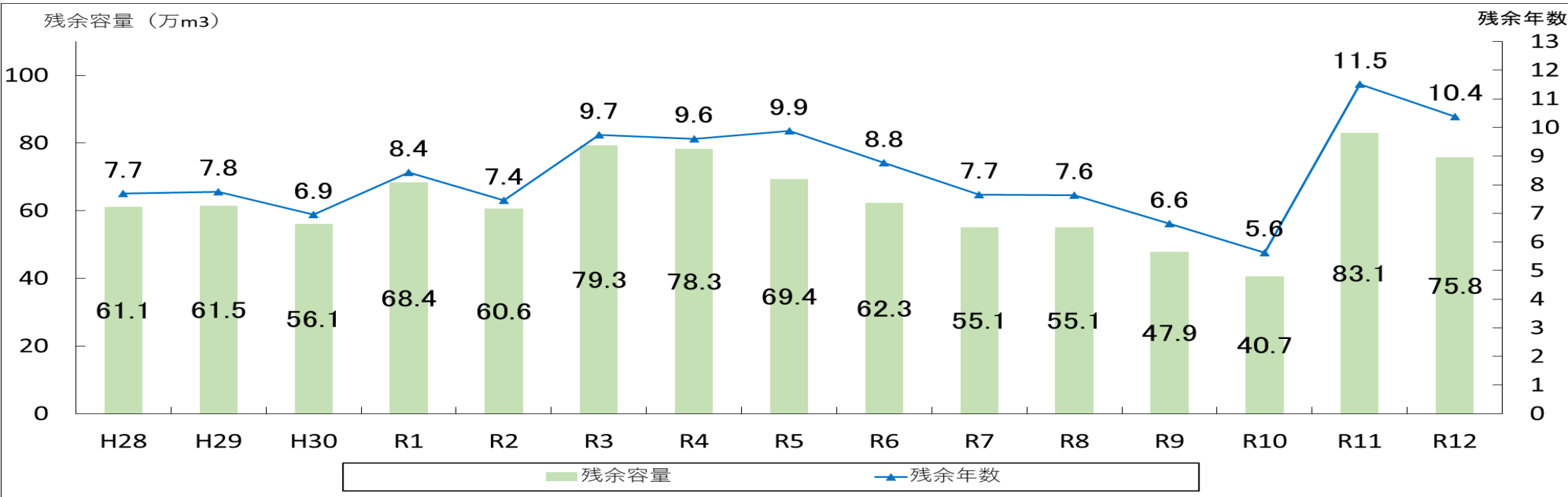
- 県内の産業廃棄物最終処分場の残余年数は、令和12年度の推計で10.4年と見込まれ、最終処分容量が不足するとはいえず、直ちに公共関与により最終処分場を整備する状況ではないと考えられる。
- 最終処分場の整備は、民間事業者による処理体制の確保を基本としつつ、今後も民間事業者の動向を把握し、最終処分場の残余年数がひっ迫してきた際には公共関与による施設整備が行うことができるよう、阿智村伍和地区の県有地を適正に管理する。

【参考資料】

産業廃棄物排出量・最終処分量の推移



産業廃棄物の最終処分場の残余容量及び残余年数（H30、R5以外は推計値）



検討項目① 廃棄物の適正処理の確保（第5章第1節）

(4) 廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視

現状と課題

- ・一定規模以上の廃棄物焼却施設は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、年1回以上ダイオキシン類を測定し、県に測定結果を報告することが義務付けられ、県は測定結果を公表することとされている。
- ・R6年度末においては、報告対象となる焼却施設は88施設（長野市及び松本市を除く。）あり、排出基準を超過した施設はない。
- ・引き続き、排出基準を遵守し、状況を把握するため、ダイオキシン類について定期的に測定することが必要である。

施策の展開

- ・廃棄物焼却施設に対するダイオキシン類の測定状況の確認及びその結果の公表
- ・過去に基準超過のあった焼却施設や近隣から苦情等がある施設へ適切な管理を行うよう重点的な監視・指導、必要に応じた排ガス中のダイオキシン類の行政検査の実施、排出基準の遵守状況の把握

検討項目① 参考資料（各種データ）

1 高齢者世帯等に対する戸別収集実施市町村数（令和 6 年12月 1 日時点）

実施市町村数	福祉部門、社会福祉協議会等と連携
26	6

（令和 6 年度 資源循環推進課）

2 無料回収業者立入検査状況

調査実施時期	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
箇所数	72	72	74	86

（令和 7 年度 資源循環推進課）

3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告事業者数（単位：者）

報告事業者数	R4年度			R5年度		
	計	長野県	中核市	計	長野県	中核市
紙マニフェスト	7,090	4,984	2,106	6,872	4,694	2,178
電子マニフェスト	3,891	2,433	1,458	3,971	2,453	1,518

（令和 6 年度 資源循環推進課）

検討項目① 参考資料（各種データ）

4 立入検査件数の推移（単位：件）

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一般廃棄物処理施設	389	268	236	274	285
産業廃棄物排出事業者	3,175	3,271	1,755	2,077	1,841
産業廃棄物処理業者	2,152	1,674	1,556	1,904	1,621
産業廃棄物処理施設	1,291	917	1,524	1,547	1,393
工事発注者	15	23	20	8	2
土地所有者	455	536	423	538	501
小型焼却炉	100	38	33	31	25
自動車リサイクル法関連業者	179	225	148	226	305
PCB保管者	396	548	113	53	68
有害使用済機器保管等業者	44	8	4	7	11
合 計	8,196	7,508	5,812	6,665	6,052

（令和 7 年度 資源循環推進課）

5 行政処分件数の推移（単位：件）

処分区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
許可取消	4	4	5	4	6
事業停止命令	1	0	0	0	0
使用停止命令	0	0	0	0	0
改善命令	0	0	0	0	0
措置命令	0	0	0	0	1
合 計	5	4	5	4	7

（令和 7 年度 資源循環推進課）

各ブロックの区割りにおける廃棄物処理体制（焼却施設）

ブ ロ ッ ク	No.	地方公共 団体名	施設名称	所在地	施設 の 種類	処理方式	炉型式	炉 数	処理 能力 (t/日)	使用 開始 年度	経過 年数 (R5年 度末 時点)	今後の施設 整備実施 予定時期	整備方針	発電
佐久	1	小諸市	クリーンヒルこもろ （★）	小諸市	焼却	ストーカ式 （可動）	准連続運転	1	24	2015	8	－	－	
	2	佐久市・北 佐久郡環境 施設組合	佐久平クリーンセン ター（★）	佐久市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	2	110	2020	3	－	－	場内利 用、売電
上田	3	上田地域広 域連合	統合クリーンセンター （仮称）	上田市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	2	144	－	－	2027年～ 2030年	No. 4～No. 6を統合 2030年度稼働予定	
	4		上田地域広域連合上田 クリーンセンター	上田市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	2	200	1986	37	－	No. 3に統合後 廃止	
	5		上田地域広域連合丸子 クリーンセンター	上田市	焼却	ストーカ式 （可動）	准連続運転	2	40	1992	31	－		
	6		上田地域広域連合東部 クリーンセンター	東御市	焼却	ストーカ式 （可動）	バッチ運転	2	30	1993	30	－		
諏訪	7	湖周行政事 務組合	諏訪湖周クリーンセン ター（★）	岡谷市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	2	110	2016	7	－	－	場内場外 利用、売電
	8	諏訪南行政 事務組合	諏訪南行政事務組合諏 訪南清掃センター	茅野市	焼却	ストーカ式 （可動）	准連続運転	2	100	1997	26	－	検討中	
上伊 那	9	上伊那広域 連合	上伊那クリーンセン ター（★）	伊那市	ガス化溶 融・改質	流動床式	全連続運転	2	118	2018	5	－	－	場内利 用、売電
南信 州	10	南信州広域 連合	稲葉クリーンセンター （★）	飯田市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	2	93	2017	6	－	－	場内利 用、売電
木曽	11	木曽広域連 合	木曽クリーンセンター	木曽町	焼却	ストーカ式 （可動）	バッチ運転	2	24	2018	5	－	－	
松本	12	穂高広域施 設組合	穂高クリーンセンター ごみ焼却施設（★）	安曇野市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	2	120	2020	3	－	－	場内利 用、売電
	13	松塩地区広 域施設組合	新ごみ処理施設（仮 称）	松本市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	3	360	－	－	2029年～ 2033年	2033年稼働予定	
	14		松本クリーンセンター （可燃処理施設）	松本市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	3	450	1999	24	－	－	場内場外 利用、売電
北ア	15	北アルプス 広域連合	北アルプスエコパーク	大町市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	2	40	2018	5	－	－	
長野	16	長野広域連 合	ながの環境エネルギー センター（★）	長野市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	3	405	2018	5	－	－	場内利用
	17		ちくま環境エネルギー センター（★）	千曲市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	2	100	2022	1	－	－	場内場外 利用、売電
北信	18	岳北広域行 政組合	エコパーク寒川	飯山市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	2	35	2009	14	2024年～ 2026年	大規模改修	
	19	北信保健衛 生施設組合	東山クリーンセンター	中野市	焼却	ストーカ式 （可動）	全連続運転	2	130	1998	25	－	－	場内利 用、売電

（★）事業方式に公設民営方式（DBO方式、DB+O方式等）を活用している施設

※令和6年度末時点

令和 8 年度以降の施設整備予定（焼却施設以外）

ブロック名	事業主体名	施設	施設規模	稼働予定年度
上田	上田市	ごみ堆肥化施設	5.2 t/日	令和10年度
	上田地域広域連合	最終処分場	85,000 m ³	令和14年度
諏訪	湖周行政事務組合	最終処分場	30,000 m ³	令和14年度
上伊那	伊那中央行政組合	汚泥再生処理センター	61 kL/日	令和 9 年度
松本	松本市	最終処分場	206,500 m ³	令和10年度
	松塩地区広域施設組合	リサイクルセンター	検討中	令和15年度
	穂高広域施設組合	汚泥再生処理センター	61 kL/日	令和12年度
北アルプス	北アルプス広域連合	最終処分場	15,900 m ³	令和 9 年度
長野	須坂市	ストックヤード	2,138 m ²	令和13年度
	長野広域連合	最終処分場	10～20万 m ³	令和18年度
	葛尾組合	リサイクルセンター	10.4 t/日	令和 9 年度

※令和 6 年度末時点における各循環型社会形成推進地域計画を基に作成